

「基本理念」





第3次ボランティア市民活動推進計画

2019 年度~2023 年度



計画の趣旨

当市では、市民が主役の市民自治の確立を基本理念とした協働によるまちづくりを目指して、平成19年に「四国中央市自治基本条例」(以下、「自治基本条例」という。)を制定するとともに、平成20年には「四国中央市ボランティア市民活動推進条例」(以下、「推進条例」という。)を制定し、市民、市民活動団体及び市がそれぞれの役割を果たすことで協働による心豊かなまちづくりが実現できるように、ボランティア市民活動の推進に取り組んできました。

第3次ボランティア市民活動推進計画(以下、「本計画」という。)は、第1次及び第2次ボランティア市民活動推進計画の基本的な考え方などを継承しながら「人と人とが支え合う住みよいまち しこちゅ~」を実現するため、現状や課題を整理し、更なるボランティア市民活動の推進に向けて、市として取り組むべき方向性や方策等を示すものです。

計画の期間

社会情勢や環境は年々変化し続けていることから、本計画の期間は 2019 年度~2023 年度までの5か年計画とし、市民の意識や環境の変化、計画の実施状況などを考慮して、定期的に見直しを行います。

「ボランティア市民活動」とは

ボランティア市民活動とは、推進条例において「市民及び市民活動団体の自発的かつ自主的に行う営利を目的としない活動であって、公益的なもの」としています。

ボランティア活動の4原則 創造性 (先駆性・開拓性) 地域や社会に必要なこと 無償性 を考え、より良い暮らし (無給性) を自らの手で作る 活動 基本的には経済 自主性 的な報酬を求 (自発性・主体性) める活動ではなく、 お金では得られない喜び 強制されてするの や感動、出会いを得 ではなく、 自分の考えで る活動 社会性 積極的に行う (連帯性・公益性) 活動 支えあい、助け合いなが ら、みんなで協力し合って行 う活動

ボランティア活動と市民活動の定義

「ボランティア活動」は個人が他の 人々や社会のために自発的、自主的に行 う公益的な活動に対して、「市民活動」 は、共通の意識をもった人々が集まり、 社会的な課題解決のために、組織的に継 続的な活動を行うことを言い、ボランティア活動は主に「個人の思い」による活 動の一方で、市民活動は組織的で「社会 的な役割」を意識した活動と言えます。

言い換えると、ボランティア活動は自 分自身と約束を交わし、市民活動は社会 と約束を交わしながら、より良い社会を 作るための活動と考えられます。

ボランティア市民活動の推進に向けた施策

ボランティア市民活動を推進するために、「ボランティア市民活動センターのプロモーショ ン」、「ボランティア市民活動を行うためのきっかけづくり」、「支援体制の充実」、「企業ボラ ンティアの推進」の4つの方策を示します。そして、それぞれの方策に具体的な実施項目を 定めます。

また、本計画においては方策ごとに指標を設定し、事業の効果を定量的に把握して、目指 すべき目標の「見える化」を図ります。

ボランティア市民活動センタ のプロモーション

ボランティア市民活動センター の認知度 25%以上

- 1 広報戦略の強化
- 2 メディアを活用したセンターの情報発信
- 3 ボランティアイベントの開催
- 4 サポート組織の充実

ボランティア市民活動を行う ためのきっかけづくり

ボランティア活動に取り組ん でいる人の割合20%以上

- 5 ボランティア情報の収集及び提供
- 6 初心者向け研修会などの充実 フ 地域での出前講座の実施
- 8 ボランティア教育・体験学習の強化 9 体験プログラムの開発

支援体制の充実



ボランティア市民活動センターの新規 登録者数5年間で1,000人以上

- 10 ボランティア団体の設立や法人化に関する 相談・支援の強化
- 11 センターの機能強化
- 12 ボランティア登録制度を活用したマッチング の強化
- 13 助成金情報の提供
- 14 アダプトプログラム制度の充実
- 15 ボランティア団体相互の連携の強化
- 16 ボランティアコーディネーターのスキルアップ
- 17 レベルアップにつながる学習機会の充実
- 18 ボランティア市民活動交流会の充実
- 19 企業や様々なコミュニティ、関係機関との 連携の強化

企業ボランティアの推進



企業ボランティアの新規登 録50 社以上

- 20 企業ボランティアの支援
- 21 ボランティア顕彰制度及び活性化 ツールの検討
- 22 企業向けホームページの新設
- 23 ボランティア活動支援基金及び助 成制度の充実
- 24 企業や社員のための社会貢献セミ ナーの実施

災害に備えるボランティア市民活動

災害ボランティアの現状

阪神・淡路大震災や東日本大震災、近年では西日本豪雨災害などの災害時には住民同士の助け合いやつながりが重要であると強く認識されるようになってきました。

被災地の1日も早い復興のためには多くのボランティアによる活躍が必要不可欠であり、 当市が大規模な地震等によって被災した場合には、市内の人員や物資では限りがあるため、 広域的な応援や協力が必要となります。1日も早い復旧復興のためには、多くの支援を受け る必要がありますが、そのためには受入側の体制整備が重要であり、災害ボランティアが迅 速に活動できるように日頃からの災害に対する体制の整備を進める必要があります。

日ごろからの備え

大規模な災害が発生すると、被災地には全国から大勢のボランティアが来ることが想定されますが、その時にスムーズな運営を行うには日ごろからの備えが大切です。

『備えあれば憂いなし』



く災害ボランティア登録制度>

災害時に災害ボランティアとして支援活動を行う意欲のある市民を対象にした登録制度。

災害時におけるボランティア活動を円滑かつ効果的に推進することを目的としており、登録者には講座や研修機会を提供し、平時より災害ボランティアとしてのスキルアップができる体制をつくる。

<災害ボランティアセンターの機能整備>

災害ボランティア及び災害ボランティアセンターの役割についての周知・啓発や災害ボランティア活動にかかる諸問題の検討、マニュアルの整備や設置・運営訓練などを行う。

<災害ボランティア講座>

災害時に役に立つ基礎知識から、災害 ボランティアの養成など幅広い内容の 講座を開催し、自らを守るための方法 や被災地・被災者を支援する災害ボラ ンティアの重要性を伝え、災害時に活 躍できる人材の育成を図る。

<ネットワーク化の促進>

被災時の対応については市と社会福祉協議会の連携のほか、災害分野を専門とする市民活動団体や災害ボランティアを含めた広域的な連携を行い、各団体が持つ物資や人材、ノウハウなどの財産を共有できる仕組みを作る必要がある。

計画の実現に向けて

ボランティア活動を推進していくためには、ボランティアを行う人や団体、企業等と、行 政とが「協働」の関係を築いていくことが必要です。

「協働」の関係とは、お互いが足りないところを補い合う対等なパートナーであり、それぞれに独自の役割があるという認識を持ち、ともに物事に取り組むことで成り立ちます。

◆市民の役割

「これまでの経験や技術を生かしたい」、「人の役に立ちたい」と思い立った時、積極的に行動することが大切です。これがボランティア活動の始まりであり、新たな出会いの始まりです。市民活動は、個人が社会に貢献したいという意思を活かし、参加する機会を提供するとともに、市民の視点から市民ならではの先駆的な取り組みや活動を行うことが大きな役割として求められています。





◆企業の役割

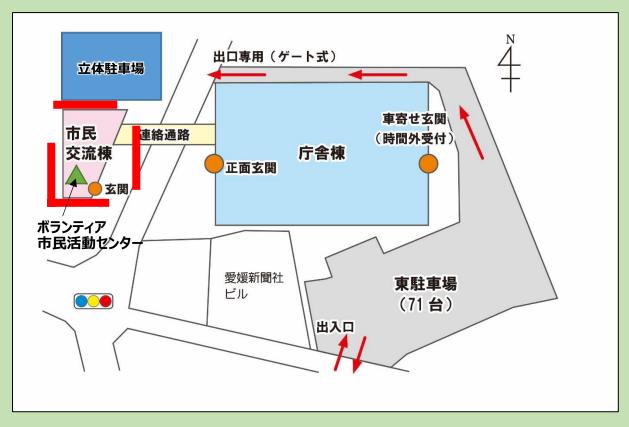
企業も地域コミュニティの一員として、地域社会への貢献が期待されています。そのため、企業は地域とのつながりを大切にしながら、人的、財政的、技術的、物的な資源を有効に活用し、ボランティア市民活動を支援する役割が求められています。

また、従業員に対しては、地域の一員としてボランティア活動への参加を促すとともに、活動に取り組みやすい環境の整備が求められています。

◆行政の役割

行政はボランティア市民活動に関する様々な情報を積極的に提供して、市民や企業へのボランティア意識の高揚を図るとともに、各種団体の自主性や自発性を尊重しながら、市民や企業が様々な形で参加できる機会の拡大に努め、協働によるボランティア活動の推進に取り組むことが求められています。また、市民と企業、企業と団体、国や県などの多様な連携や調整などは、行政が取り組むべき役割の一つです。

ボランティア市民活動センターのご案内



※ボランティア市民活動センターは市民交流棟の1階です。

四国中央市 市民部 地域振興課

〒799-0497 四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番 55 号電話 0896-28-6014 FAX0896-28-6057



四国中央市ボランティア市民活動センター

〒799-0497 四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番 55 号 市民交流棟 1 階 電話 0896-28-6039 FAX 0896-28-6160

月曜日~金曜日 10:00~18:30 土曜日 10:00~17:00